

平成21年第4回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開会 平成21年12月8日
 閉会 平成21年12月9日
 開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（12月8日）

出席議員 7名
 1番 久慈省悟 君 2番 藤山 君
 3番 木村倉隆 君 4番 田館本 君
 5番 青久慈 君 7番 修清 君
 8番 久慈省悟 君 一剛豊 君
 君君君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
 村長 古川正隆 君
 教育長 八戸良幸 君
 会計管理者 木村春美 君
 総務課長 佐々木京太郎 君
 住民生活課長 八戸純一 君
 産業振興課長 青川昭信 君
 教育課長 青木 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
 事務局長 太田信雄 君
 議会事務局主幹 中川 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名
 5番 青坂 君
 7番 木本 君
 倉元 君
 豊 君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 7番 坂本 豊 議員
 第2 一般質問 2番 藤田修一 議員
 第3 一般質問 1番 久慈省悟 議員

午前9時35分 開議

○議長（久慈隆一君） おはようございます。
ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

一 日程第1 一般質問

○議長（久慈隆一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は3名です。通告順に一般質問を行います。

7番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

最初の質問は、高根の農道整備事業は民主党の聖域なき事業仕分けとって農道整備事業など多くの事業を廃止・見直しと決めていることから、どのようになるのか大変心配しております。ことしの予算の見直しと今後の工事の進捗状況について答弁を、まず求めたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） この事業はですね、県営一般農道整備事業として平成21年度に国の採択を受けるため平成20年度に事業調査計画の委託を実施しており、一般財源で554万7,000円を支出しています。報道されているとおり、国の行政刷新会議の事業仕分けの結果、廃止の判定を受けています。国の予算は、これから財務省との予算折衝が始まるわけですが、農林水産省が、この一般農道の予算を要求するのか、要求した場合に予算折衝の結果どうなるのか。また、この事業は県が事業費の2分の1を負担しているわけですが、県の考えはどうか。国、県とも結論が出ていませんので、今後の推移を見守りたいと思います。情報が入りましたら皆様にもお知らせしたいと考えています。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 当初予算では、この県営高根地区一般農道整備事業で用地費が

1,055万円、補償費として412万円計上されているわけで、今、課長の答弁で554万円支出済みということでありましたけれども、この支出済みの内訳というのは、用地費なのか補償費なのか、その辺もうちょっと詳しく答弁をお願いします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） ことしの用地費及び補償費については、県の方が事業主体ということで予算の組み替えを予定しております。

それから、先ほど言いました554万7,000円の支出ですけれども、これは平成20年度に事業の調査計画の委託の実施をしております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） ということは、ことし予算計上されたお金というのは、まだ1円も支出していないということなんですか。

それと、もう一点は、もしこの事業が民主党の計画どおり廃止になった場合においては、もちろん村単独での事業ということとは不可能ということになるわけですが、大変期待していた事業なわけですが、村長にお聞きいたしますけれども、もしこれがだめになった場合、村単独としてはどのようなことができるのか。村でできる範囲は、どのようにしたいと思っているのか。もし、何か村長自身の考えがありましたら、あわせてご答弁をお願いいたします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） 用地及び補償費については、平成22年4月から用地買収の予定であります。以上であります。（発言者あり）申しわけありません。

ことしの予算の支出に関しては、支出しておりません。

○議長（久慈隆一君） 村長。

○村長（古川正隆君） 今、課長説明したとおりですね、まだ推移を見守っている状況でございます。その予算が全額カットされるということになりますと、これはまた改めて仕切り直しになりますですね、またその対応を考えなきゃいけません。ただ、それにかわる事業が出てくるのかどうか、我々も非常に心配しております。ただ、単独でやるということになると非常にこれは厳しい状況にありますので、今のところは私から単独でやるとかやらないとかという結論は出せない。ただ、できれば今仕分け作業で、それがもしだめな場合には、また異なる事業でできるかできないかは、これは我々もまた県と折衝してですね、やっていかなきゃいけないだろうなと思っております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） わかりました。

2番目の質問に入りたいと思います。村営住宅の新規計画は、村長の公約では60戸建設するとありましたが、これは計画どおりに進めるのか、まず答弁をお願いいたします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 答えいたします。

この住宅建設戸数は50戸で計画を立てています。で、議員ご指摘の進めるべき、このような関係ですけれども、ここでの不況等による経済の落ち込み、これらで県の方、県下でも住宅建築が例年の半分以下に減少しているのが実態です。ですから、このような事情を踏まえ、今後は公営住宅への依存度、これらが高まり入居に対する希望者はふえるものと、このように予想されます。

よって、本計画では50戸の住宅建設を5年間の年次計画で進めますが、その間は入居状況等も見定めながら計画に取り組んでいくと。それによって、戸数的には多くないと判断しています。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 蓬田村では、現在、教員住宅を開放しているので約37戸ほどありますけれども、外ヶ浜町では209戸のうち160戸に入居者がいます。これは古くなって使用していないものもあるためですが、最近新築した新規の住宅40戸は、もう既に

100%の入居率になっています。青森市の市営住宅は2,587戸、そのうち128戸は意図的に古いため入居をさせていません。浪岡地区では238戸のうち234戸に入居していて98.3

％の入居率になっているわけです。青森市では市営住宅は絶対的に少ないために入居希望は1年間わずか10人ほどしか入ることができない状態になっています。蓬田村は青森市に近いので、村内の多くは市内に通勤をしているのが現状です。村営住宅の必要性は、私は十分あると思います。

村内で生まれた子どもたちは、将来、家から通う場合でも自宅に住める人は限られています。子どもが2人以上入れば、結婚などすれば家を出ないわけですから、若い人でも結婚して入居できる村営住宅があれば市内のアパートに住む必要がなくなります。市内のアパートは、ご存じのように月額で5万円から6万円以上の入居費がかかるわけです。住宅がなければ結婚を契機に村内から引っ越しを余儀なくされ、人口が減ることになるわけです。それに、若い世代は2世帯住宅を希望することからわかるように欧米式で親と一緒に住むことを好まない傾向にあります。村営住宅があれば、当分は核家族で過ごしたいと思うものです。ですから、私は、村営住宅の建設は村の財政を圧迫するという意見もありますが、以前の質問の答弁でもありましたように50戸の建設で年間の返済額は約3,000万円ほどです。水道事業の借入金返済額はピーク時で約1億円です。これでも村の財政は持ちこたえていますから、この金額の返済で村が破綻するということはありません。これらのことについて、村長はどのようにお考えなのか、答弁を求めます。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 答えします。

村営住宅の建設についてはですね、補助金、起債等がございます。そして、また、議員今質問のとおりですね、入居料ですね、借家賃あるいは地方交付税などが入ってくるわけでありまして、決して返済が不可能な数字ではなくてですね、非常に蓬田村だけでなく市町村にとってはですね、非常に有利な建設事業だと、こう思っております。ですから、私は財政、蓬田村の財政的な状況を見ましても年間1億四、五千万くらいの建設費は大丈夫いけるだろうと思うし、これからの蓬田村の過疎化、あるいは少子高齢化に向けた最大の私はよい事業だと、このように思っております。

ですから、今回は60戸と、私のマニフェストで60戸ということでございますけれども、いろいろ状況を見て50戸、第1次として50戸、そしてまたこの利用状況によっては第2次として、また50戸というぐあいに進めていく考えでございます。とりあえず50戸を目標にこれからやっていきたいと、このように考えております。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） ことは村長選挙もありまして、私は6月議会の村営住宅の問題についてチラシをちょっと出したわけですが、そのチラシを見た方から匿名で抗議の手紙が参ったわけです。それは、内容は、私が今言ったように、この村、1,000戸足らずの村に既存の住宅30戸と新たにつくる50戸合わせて80戸、約100戸近い住宅、世帯数にすれば1割近いものを建てて大丈夫かという心配の声なわけですね。比率からして村営住宅の数が多過ぎると。だれが入るのかという感じでした。あと、財政が、この村営住宅を建設することによって財政が破綻するという心配の声もあったわけです。

でも、私、先ほど述べたように、また村長の答弁のようにわずか年間3,000万ほどで国からの交付税も入るし、補助金も来るので、それほど負担にはならないと思っているわけですね。

で、あともう一つ、1点お聞きしたいことは、今関連して村長選挙の中でも公約の中にグリーントウンの売れ残った土地に住宅を建設するという意見もあったわけですが、これに対しては村長はどのように考えているのか。確かに用地費の関係で少ない投資かもしれないけれども、グリーントウンに村営住宅を、空き地に建てるとということについては、制度上から法的な問題とか、そういうことも含めて問題があるのか、それについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 村長。

○村長（古川正隆君） グリーントウンについての公営住宅の建設ということはですね、いささかの外れな考え方でありまして、あそこは分譲地でありまして土地で売るわけでありまして、土地で売るために国の制度資金を借りてやったわけでありまして、恐らくそこに公営住宅を建設するということは、私は非常に難しいと、難しいだろうと思います。あと7戸残っているわけでありましてけれども、それもまた飛び飛びに残っていますので、やはり100坪あるいは80坪単位の土地にですね、私は不可能だと、こう思います。制度上もそうですけれども、それから建設する場合の面積の問題も、私は不可能だと思います。

ただ、今地域住民から声が上がっていますのは、今7戸残っているわけでありましてけれども、できれば何戸かは売らないで空けてほしいという内容もございます。なぜならば雪捨て場がないということで、その辺も我々は考えながらですね、7戸全部売ってしまえばいいのか、その辺はまた防火水槽とかそういうのもございますので、その辺は十分考えていかないといけないと、こう思っております。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 次に、3番目の民主党が選挙公約に掲げていた後期高齢者医療制度廃止の先送りについて、村長はどのように考えていますか。さきの選挙で自民党が大敗北した原因は、高齢者や医師会などから反発があった、この医療制度が主な原因の一つでした。余りにもひどい自民党のやり方に、この制度を廃止するといった民主党に票が流れたのは自然のことでした。ところがどうですか、民主党は掌を返したような後期高齢者医療制度の廃止は見送るという行為、これは投票した支持者と国民への裏切り行為ではありませんか。民主党は自民党政治を変える上でよい政策も実行しておりますが、目玉であったこの制度を4年間も続けるということや、そのほかの公約の先送りには開いた口がふさがりません。後期高齢者医療制度廃止法案を参議院で提案して可決をしているのに政権に就いた途端に、調べてみたらやはりできませんでしたというのは、余りにも軽率です。厚生官僚の言うがまま、いい子ぶっている、この政権は、このような背信行為をしていては4年はおろか来年の参議院選で大敗北することは目に見えています。国民を愚弄し、期待を裏切る行為には大きなしっぺ返しに待っているとと思います。

後期高齢者医療制度をこのまま続けることは、75歳になる人が毎日ふえ続けるために損害を与えていくこととなります。年齢で差別する、この制度はすぐに廃止して元に戻すこ

とはすぐにできます。民主党は事業仕分けで容赦なく既存の事業を次々に廃止をしているのに、この制度だけは2年間以上かかるとは、国民だましにもほどがあります。

村長は、このことについてどのように考えているのか答弁を求めます。

○議長（久慈隆一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） 長妻厚生労働大臣が本年11月12日の第173回臨時国会において、「後期高齢者医療制度につきましては、これを廃止します。廃止後の新たな制度のあり方を検討するため高齢者医療制度改革会議を設置したこと。また、高齢者を初めさまざまな関係者のご意見をいただきながら具体的制度設計の議論を着実に進め、1期4年の中で国民の納得と信頼が得られる新たな制度への移行を実現します」と述べています。

去る11月30日に開催された第1回高齢者医療制度改革会議において、新たな制度を検討するに当たっての基本的な考え方として、後期高齢者医療制度は廃止する。高齢者のための新たな制度を構築する。後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする。国民健康保険などの負担増に十分配慮する。高齢者の保険料が急に増加したり不公平なものにならないようにする。国民健康保険の広域化につながる見直しを行うなどを基本として進めることを明らかにしております。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 国政の問題は、村長に質問してもどうにもならないことはわかっているわけですが、余りにも人をばかにしたような、このような行為というのは、私は絶対に許せない。民主党はそれなりに6月の参議院選で、先ほど述べたように、この廃止法案を可決しているわけですね。それを今になってできませんでしたというのは、余りにも無計画過ぎるというふうに思います。保険料が天井知らずに上がり続けるというのが、この後期高齢者医療制度でありまして、今の団塊世代がちょうど定年退職して15年後には保険料は2倍になると試算されています。このように毎日75歳以上になる方がいるわけですね。その人たちにこの制度を温存していくことによって損害を与えていく制度なわけですから、

それから、民主党は、課長が先ほど答弁しましたけれども、新しい医療制度をつくるというわけですが、国保制度とか、いろんな会社がやっている保険制度、それを一本にまとめるということも、ほとんど今の段階では意見がたくさんあり過ぎてまとめるという事は不可能に近いわけで、4年間の時間をかけたとしても、それはできない相談です。ですから、今の後期高齢者医療制度を元に戻すだけで済む話なわけです。前に戻せばそれで済むわけですね。ですから、私も、この後期高齢者医療制度を、ぜひ廃止していただきたいということと、地方の住民の高齢者の声を、ぜひ代弁して村長は大いに制度温存をやめさせていただきたいと思うわけで、村長にお願いしたいことは、後期高齢者医療制度は民主党の公約どおり直ちに廃止することを求める何らかの行動をしていただきたい、このことについて村長、どうでしょうか。

○議長（久慈隆一君） 村長。

○村長（古川正隆君） 今、課長の方からる説明あったとおりですね、この制度を廃止するといっても、一たんできた制度を「ハイ、きた。」と、すぐ廃止するということは、これは非常に困難なことだろうと、こう思います。

でも、民主党が公約したわけですから、一日も早くこれを廃止して、もっともっと高齢者に対する有利な制度をつくってほしいということは我々も、市町村長も願っているわけでありまして。そのためにですね、我々もこれから市町村長として、村長として機会あれば意見を述べていきたいと、このように考えます。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 今き村長の答弁で気になることがありますね。民主党の肩を持つている。理解できない、そうではないでしょう。さきの参議院の選挙で民主党から共産党も含め、野党4党が共同で提案して可決しているわけですね。もし仮にこれが自民党の一部などからも賛成があって衆議院でも可決していた場合は、どうなったんでしょうかね。このこととは、今の村長の答弁からいくと非常に矛盾があるように考えますね。そう理解するんでなくて、今直ちにね、公約どおり実行してほしい。これで地方の高齢者の負担が軽くなるということ、ぜひ強調してほしいわけですよ。民主党、今の村長の答弁だと、まるで仕方がないと、民主党のやることもわかるという答弁でしたよね。実際はどうなんですか。今直ちに廃止してほしいわけでしょう。そのことを率直に民主党に、今の政権に対して意見を言うことはできないんでしょうか。

○議長（久慈隆一君） 村長。

○村長（古川正隆君） そのとおりであります。私とあなたの意見は同じであります。ただ、問題は、一たんつくってしまった制度をすぐ廃止するということは、これはなかなか問題、医療制度として今まで使っていたものを、——なかなか面倒だと思います。ですから、それにかわるものをちゃんとやっつけてですね、そして新しい制度で施行してほしいと、そう思うわけでありまして。決して今の制度をよしとしているわけではございません。私は反対であります。でも、何回も言うように元の国保へ戻すのか、国保あるいはまた社会保険に戻すのか、まるっきり戻してしまうのか、新しい制度をつくるのかということになれば、これは少しは時間がかかるだろうと、こう思いますので、いずれにしても後期高齢者医療制度というのは、これは国民も反対した制度でありますので、一日も早く廃止するべきだと、こう思います。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） これは村長の責任ではないので、このような質問を繰り返してもらちが明きません。後期高齢者医療制度は、事あるごとに廃止を求める、そういう行動を、私はぜひしてもらいたいと思います。

次に、4番目の質問に移ります。これは政府の経済対策予算で計上された瀬辺地漁港へのかごの洗浄機の建設、これについては漁師の皆さんから建設はいつになるのかということがしょっちゅう聞かれますので、この進捗状況について、まず答弁を求めたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） このかご洗浄施設の建設については、予算成立後、トイレを併設して瀬辺地漁港の養殖用作業施設用地へ建設することで県と同意しました。この

中でご洗淨施設の建設については、建築面積確定後に水産庁の許可が必要とのことであり、この許可が下りるまで約2カ月ぐらい必要であるとのことでありました。このため、事前に概算の建築面積で県と水産庁で協議を進めてもらいました。このたび、建築面積が確定したので県と協議をしていましたが、12月に入って国の許可は必要なく県の許可で建設が可能との連絡を受けました。このため、県の占用許可を得るために現在占用面積の図面を作成中であり、早ければ年内に発注できるのではないかと考えています。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。
○7番（坂本 豊君） これも随分漁師の方々には期待しているわけですが、トイレ等の建設もあるので早急にできることを望んでいると思います。本格的にかごの洗淨が始まるのは4月ころからなので、時間はまだまだ十分あるわけですが、その辺大変漁師の人たちは気になっているようなので、12月中に発注ということであれば、ことし中にできるということは不可能なわけで、完成はいつごろを予定しているのか、もしわかればお答えをお願いします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。
○産業振興課長（川・清春君） 業務の関係もありまして、ちょっと完成時期までは、入札もまだなものですから、完成予定については、まだ業者と詰めておりません。申しわけありません。（発言者あり）すみません。失礼しました。3月いっぱいでの予定で、完成する予定です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。
○7番（坂本 豊君） 12月に発注できるということ、そういうお答えを聞きますとことし中に、2009年度中に完成するののかというふうに錯覚するわけですね。あなたたちは今年度中といえれば3月末までですよ。ですから、はっきり3月までには完成しますというふうに明記してよろしいんですか。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。
○産業振興課長（川・清春君） 来年の3月中にはできます。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。
○7番（坂本 豊君） 次に、最後の5番目の農家戸別補償制度についてお伺いします。

この概要がまだ出されていない先から、既にこの制度を牽制する財務省の農家負担のニュースが流されたわけですね。一体どこに、民主党の公約に、この制度へ農家と自治体の負担を求めると書いてあるのでしょうか。民主党は公約に農家負担は求めないと書いていないので公約違反には当たらないと詭弁をしています。民主党の農業政策は、前の議会でも質問したようにアメリカとのFTA協定を進めるとありました。それに対して被害をこうむることを前提に農家戸別補償制度をちらつかせているわけです。つまり、FTAと農家戸別補償制度はセットだという意味です。アメリカとのFTAが締結されれば日本の米農家は窒息死を免れません。その対策として打ち出しているのが今の制度ですが、穴のあいたバケツに水を入れるようなもので、FTAで関税をなくせば幾ら補償金を出しても予算が続きません。民主党は本気で日本の農業を破壊している政党だと私は思います。そうであれば戸別補償の財源を農家に求めることはしません。自分で自分の補償をするようなものではないから、共済制度と同じで国の負担を限りなく減らしていくことは目に見えているわけです。本当に日本の農業を守り、自給率を上げるといふならばFTA協定に応じることはできません。民主党のこの公約は、まだ全容が見えてはおりませんが、これも無責任な話ですが、自治体と農家負担を求める財務省の対応を、どのように村長は考えているのかお答えを求めます。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。
○産業振興課長（川・清春君） 米や畜産物など主要製品の販売価格が生産コストを下回って赤字になった場合、農家に差額を支払う制度で、慢性的な赤字傾向に悩む農家の経営安定につながるねらいがあると思います。

ただ、民主党のマニフェストでは米や麦などの主要作物を対象に、約1兆円の財源が必要となっています。将来は畜産、酪農、漁業などに対象を拡大するとしており、全体額は1兆4,000億を見込んでいます。農家戸別所得補償制度については、マニフェストで2011年度実施を掲げていましたが、米を対象に10年度から全国一律に実施するとの報道があります。しかしながら、その内容はまだ国から示されていません。農家の負担がないような制度であればよいと考えています。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。
○7番（坂本 豊君） 民主党は選挙前の公約を実行しないというとてもつもない国民への裏切りが目立ちはじめているわけです。そのためか支持率もじわじわ下がりが続いています。後期高齢者医療制度の廃止の先送り、今問題になっている日米関係の譜天間基地の問題でも高く上げた拳をゲーツ長官の恫喝で簡単に下ろした。卑屈なまでに従順な態度に変貌した岡田外相の態度と、どこの防衛大臣かと間違ふほどアメリカ寄りの発言を繰り返しているわけです。農家の期待を裏切り、100万トンの備蓄米の買い入れを約束しながら一粒の米も買い入れしないばかりか、事故米で大問題になった買い入れの義務がないミニマムアクセス米は、ことしは既に青森県産と同じぐらいの数量の米26万トンも既に輸入しています。それにかかる経費は莫大なものであります。政権が交代しても農業政策は、必要な措置は削るわ、約束は守らないわでは期待外れと思っている人たちは多いはずですよ。

私は、民主党は自民党の補完政党という役割しか持たされていないと初めから知っていますから驚きませんが、相当期待した有権者はこれから政治不信に陥るかもしれないことを危惧しているわけです。村長は、このことに対してどのような見解を持っているのかお答えを求めます。

○議長（久慈隆一君） 村長。
○村長（古川正隆君） 戸別所得補償制度というのは、なかなか我々勉強しているんですが、難しくよくわからないわけでありまして。今、課長が答弁したようにですね、大変いいような制度だということ、我々も期待しておったわけですが、その中身を見ますと意外と、その割でないのではないかなというふうに感じております。農家も非常に米がですね、1万1,000円そこそこまで落ち込んで、そして経済的にも非常に厳しいと、そういう状

況を我々つぶさに見て、よくわかっているわけでありまして。ただ、この制度そのものでは、深く見守っていかなくちゃいけないだろうと思っております。せっかく自民党から民主党に変わったわけでありまして、自民党よりも悪くなるような制度ではだめだと、このように考えております。ですから、まあこれからこの戸別所得補償制度というものがどういう方向に動いていくのか、我々も、市町村もですね、推移を見守っていかなくちゃいけないだろうと、こう思っております。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） まず、日本共産党が主張している価格補償と所得補償制度を導入して米農家に1俵当たり約1万8,000円を最低補償するために新たに必要予算というの4,000億円だと、これは前にも議会で私述べたわけです。わずかこの4,000億円の予算があれば米農家に対しては1万8,000円を保証できるということを試算しているわけですね。これは3月の農業再生プランの中でもはっきり具体的に出してきているわけです。で、これで農家の、共産党の政策をとりますと農家の生産意欲も高まって農産物の自給率も上がります。かつて、イギリスの自給率は40%まで下がって危機感を持ったイギリスの政府は、このような制度を打ち出して自給率を回復させたわけです。日本も同じ方法を自給率を上げることが可能なわけです。雨が多く急斜面の日本の国土を、水難から守っているのも水田であります。農業が破壊すれば、このような治山治水の機能も失われ、国土の荒廃にもつながるわけです。民主党は八ッ場ダム建設は中止を宣言いたしましたが、これは正しい判断です。公約は、できると自信があったからこそ書いたものでしょう。それを「政権についてみたらできないことがわかりました」では、政権能力がなかったことを意味します。

私は、前回と同じく国政問題を今回も取り上げましたが、それは村のこれからの存亡も、この政権の態度次第にかかわっているからであります。財源の問題でも取らなければいけない大資産家の優遇税制を温存して扶養控除などを廃止した増税は、国民の怒りを買います。子ども手当も帳消しになるほどの増税になります。民主党と連立を組んでいる社民党は、村長ともかかわりがあると推測しておりますが、この政権について、村政にかかわる影響をどのように危惧しているのか、最後に村長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 自民党から民主党にかわってですね、公約したことが実際やってみたらなかなか思うようにならない。いろいろ外交、防衛、あるいは福祉、医療、教育、教育、まкруってないというの今の民主党の率直な考え方ではないだろうかと、こう思います。よってですね、我々末端の市町村を預かる者といたしましても、それに振り回されているわけでありまして、そういうことのように、ぶれないようにちゃんとやってほしいと。そして、衆議院選挙では国民の大方の賛成を得たわけでありまして、公約どおりやっていってほしいと、このように考えます。我々についても、先ほど農道の問題も出ましたし、これから仕分け作業でさまざまな弊害が出てくる可能性もありますので、そういうことのないようにちゃんとやってほしいと、こう思います。

○7番（坂本 豊君） 以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（久慈隆一君） これで、7番坂本 豊君の質問を終わります。

一 日程第2 一般質問

○議長（久慈隆一君） 日程第2、2番藤田修一君の質問を許します。藤田修一君。

○2番（藤田修一君） おはようございます。2番議員藤田修一でございます。

さきの村長選では、見事4選され、これからも村勢発展のために古川村長には頑張ってもらいたいと思っております。期待しております。私たちがいろいろな面で議論しながら、村長には協力するものは協力する、意見を申し上げるものは申し上げるといふ是々非々の気持ちで今後とも頑張っていきたいというふうにも思っております。

まず、最初に4期目の公約として村営住宅というものがありましたけれども、そのほかにも農業、漁業の振興というふうなものもございました。選挙期間中は具体的なものはなかったわけですが、選挙後の報道機関へのお答えの中で加工場の建設というものもおっしゃられておりました。それでは、その加工場の建設というふうなものは、具体的にはどういうふうなものを考えておられるのか、最初にお聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 今、加工場の建設ということでございますけれども、恐らく東奥日報のですね、「このひと」という欄の中のことだと思っております。「過疎化が進む蓬田村には課題が多く、高齢者の福祉、障害者の支援、農家の所得向上を目指した地場産業の加工販売の推進等やらなければならないことがたくさんある」という、ここの下りだと思っております。私といたしましても、これからやっぱり加工食品というものは非常に大事になってくるだろうと、こう思っております。それから、また、加工食品ばかりではなく1次産品として売れるもの、消費者が求めるものをこれからつくっていかなくちゃいけないだろうと、こう思っております。

特に、今、加工の問題が出ましたけれども、加工の問題については、これはいろいろなやり方がございまして、決して加工場を建てる、加工場の建設がすべてだということはないですね、例えば各自で、各自分ちでやる、あるいはまた共同でやるというようなさまざまな方法があると思っております。また、村の加工施設には水産加工場などがございまして、この水産加工場、あるいはまた農産物の加工場というものがあればよろしゅうでしょうけれども、現状ではですね、今のような状況の中では、なかなか農家の人たちに建てたとしても本当に利用してもらえるのかということになると、これもまた難しいわけでありまして、いろいろな手を打ってきまして、やはり加工場の建設ということは村民の意向というものも大事にしなくちゃいけないし、またその利用度も問題もありますし、やはりしっかり調査して下さいね、やっていかなくちゃいけないだろうと、こう思っております。

この地場産品の加工販売というのは、決して加工場を建設するという意味のことではございませんので、その辺はご理解いただきたいと、こう思います。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 地場産品の加工販売に努力しなきゃならないということは、加工

場建設の意味ではないんだというふうな答弁をいただいたと、私はそう受けとめました。

その中で、選挙後の報道機関へのお話の中で加工、農産物の加工も考えていかなければならないというふうなことは、評論家じゃなくて当事者なんですから、これ一評論家が、う農家は1次産品を生産するだけじゃなくて加工も考えていかなければなりませんよというふうなことならわかりますけれども、村長が選挙後のお話として加工も考えていかなければならないというのは、みずから何かの手をうつ必要があるというふうな発言だと思ってしまうわけですよ。自分では農家の努力としてそういうことをしなければならぬと言ったのか、村もそういうふうな努力する人のために何らかのお手伝いをするというふうな考えなのか、再度お答えを求めます。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 先ほども申し上げたとおりですね、地場産品の加工販売の推進、これらについては、新聞紙上で私も発言しております。だからといって必ずしも大きな加工場を建てるとか、そういうことではございません。例えばですね、農家の人たちも、それから水産関係の方々もですね、自分たちでやっているところはやっているわけでありまして。また、役場としてもですね、水産加工場あるいは公民館あたりも貸してですね、やれるようにつくっておりますので、現在のところはそれらを利用して十分やっていけるだろうと、私はそう思っております。

億単位の金をかけて建物建てて、果してどのぐらい利用してもらえるのかということになれば、現状の中ではなかなかやる人はそんなにいないだろうと、私はそう思っております。ですから、もうちょっと推移を見ていかなければいけないだろうと、こう思います。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 1回目の答弁で加工場の建設というふうな考えはないと。ただ、これからはそういう加工も含めた考え方をしていかなければならないというふうなお話でございましたので、再質問で、じゃ村としてその加工、農産物の加工について手助けをしていくと、具体的にはどういうふうな手助けをしていくのかというふうな聞き方をしたわけですが、今の答弁では、十分に今の水産加工場でも、それから中央公民館にある加工に向けた調理場なりふるさとセンターの調理場なりを使ってやればいいんじゃないかと。今までも十分にやっているというふうなご答弁でございましたので、別に何も目新しく、村民に期待を持たせるような発言はしなくてもいいんじゃないかなというふうに思います。

改めて聞きますけれども、十分に加工についての必要性は求めるけれども、村としては今までも十分やっていますから、今までの既存の施設を使って村民の皆さんは頑張ってくださいというふうなことと受けとめてよろしいのか、質問いたします。

○議長（久慈隆一君） 村長。

○村長（古川正隆君） 何回も言うようですけれども、やっぱり今ある施設を利用することとはもちろんでございます。また、本当に必要であればそれは考えなきゃいけないことで、今、果して億単位を金を出して加工施設をつくって、本当に利用度が100%になっていくのかということになると、これは非常に厳しいだろうと、私はそう思っております。また、個々の個人とか一つの個々、数人の団体にとかということではなくてですね、もしそういうことになれば相当大がかりなものになるだろうということが考えられますので、現状では今ある施設を利用してやっていった方がよいのではないかなとこう思っております。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） このことについては、新しいものは何も別に考えなくて、農家が頑張ってくれれば良いというふうな受けとめました。

二つ目の質問に入ります。村営住宅の建設について、先ほど坂本 豊議員からも質問がありました。坂本 豊議員は、村営住宅が必要だというふうな立場で質問なされたわけでございますけれども、前から50戸、また村長は60戸というふうな計画でありましたけれども、用地などについても以前、候補地として何カ所か検討して、我々議員にも説明があったわけですが、その後どういうふうな動きになっているのかお聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） お答えいたします。

今現在県と協議、並びに来週あたりまた協議がありますけれども、いろいろ県と話している中において建設年度、これに関しては平成22年度から26年度の5年間とすると。そして、敷地面積が約2万1,000平米、戸数としては50戸、構造は木造の平屋建て。そして日程的には平成22年度、これには用地買収約2万1,000平米ですね。それから、用地に対する造成工、これは道路工とか排水とか舗装も含まれます。それで住宅の建築、これは3戸を見ております。それから平成22年度、同じく用地造成約7,000平米。平成22年度も7,000平米です、用地造成。23年度も用地造成約7,000平米、そして住宅建築は12戸となっております。それから、24年度も同じく用地造成。この用地造成は、2万1,000平米を約7,000平米で3年間の年次計画で造成すると、そういうことでございます。24年度は住宅建築に計して15戸、平成25年度は住宅建築が10戸、平成26年度住宅建築10戸、このような現在に計画と日程を組んでおります。

いずれにしても、今後は基本計画を策定して、さらに県と協議しながら細部的に詰めていきたいと、このように思っております。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、22年度から26年度までの計画で進めていきたいというふうなお話でございました。その中で順次進めていくということでもございましたけれども、議会なりで十分審議して建設していただいてもいいものだというふうに思われます。

さて、関連してですけれども、先ほど村長からの答弁ではグリーンタウンの用地に建設するというふうなことは非常に難しいと。グリーンタウンの一部を雪捨て場として何区画か残したいというふうなお話もございましたけれども、私、全く初めて聞きましてですね、何としたことかと。どうしたら売れ残りをなくするかというふうなことでいろいろ今まで議論してきたわけですが、売れ残りを残したいというふうな話は全くおかしい話だと。ましてや雪捨て場にするとというふうなことであれば、どうなるのかなと。グリーン

タウンの一部を使って、例えば将来あそこも自治会として自治会館なり公民館なりを建設したいというふうなことであれば、住宅地に役場がそれをつくるといふうなことは考えられませんが、売り残しをつくりたいというふうな話は全く変な話だと。住民からの要望だということでございましてけれども、私もあそここの住民とも話をしたことがありますけれども、雪捨て場がなく困っているというふうな話は若干聞いたことがあります。残地を残してほしいというふうなことは聞いたことありませんでした。そこら辺含めて、もう一度答弁お願いします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） グリーンタウンの関係者とは、ここの環境整備並びに将来にわたる自治会の発足、それらを含めて阿弥陀川地区の自治会長を先頭にここの役員待遇、役員らしき関係者三、四人と役場で三、四回話ししたり、あるいは現地見たり、そういうことで意見交換をしていました。その中においてグリーンタウンの一住民から残地区画に対して、具体的には4区画ほど四隅あたりに冬に対する雪捨て場、そういうのを設けていただけないかと、こういう一つの要望があったものです。ですから、こちらの方ではそこに対してそれとまだ決めつけてはいませんが、それらの要望を要望として今受けていると、こういうことでございます。

ですから、これ全部全部は雪捨て場にすると、そういうことではありません。ですから、村長も先ほど申しましたけれども、あと防火水槽の必要性も、まだ1基では足りない、こういう要望も出てきていますので、それらもいろいろあわせて、売り残りと言えちよっと言葉が悪いけれども、それらも含めて一つ考えていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） グリーンタウンの7区画、現在残っているわけで、どうしたら、困った問題だと、非常にこれが財政を悪くしているというふうなことは今までも言われてきているわけですが、何とかして売り残りをなくさなければならないと。役場でも一生懸命ねぶたの時にうちわにグリーンタウンの宣伝したり、それから民間の不動産屋に働きかけて売れるように頑張っている中で、何区画か、4区画になるのか3区画なのかわかりませんが、残地を残したいというふうな話はちょっと、いかがなものかなというふうに思われます。この辺は今まで議会にもそういうふうな説明をしたこともございませんし、簡単にそういうふうな要望は受けない、受けてもらいたくないというふうに思っております。

次に、職員採用についてですけれども、職員採用は村長選が終わったら決めるというふうな答弁が前にもございましたけれども、その後どうなったのかお聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） お答えいたします。

議員もご指摘のとおり、村長も9月議会で、時の村長、要するに当選した村長が採用に携わるのがベターじゃないかと、こういうふうに私も議会で聞きました。それに伴って、今回試験が9月の20日、そしてその後11月の22日に面接をやりまして、試験を受けた方々はそれぞれに優秀な方たちばかりなので、現在は採用に向けてこれらを検討中であります。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 11月22日に採用のための、私は勝手に1次試験合格者と。そう思われる人の面接を行ったということは、1次試験を合格した者というふうに解釈せざるを得ないんですけども、そのような解釈でよろしいのでしょうか。

それと、じゃ具体的には何名を採用するのかということも、まだ決めてないということでもよろしいのか。一部には5人ぐらいというふうな話もちろっとちまたで聞くわけですが、そこら辺を含めて具体的な採用についてお聞きいたします。いつまでも長延ばししておくのは決してよくないというふうに思いますので、お聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 先ほど述べたとおり、9月の20日に1次試験、そして11月の22日、日曜日ですけれども、こちらの方で1次試験の合格者10名、1次試験には19。そのうち当日ですか、1名欠席して18名が受験なされています。そして、10名が1次試験通過して11月22日の面接に臨んでおります。

現在、先ほど言いましたけれども、採用については検討中であると。採用人数については、まだ若干名としております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 何度も言うようですけれども、今まで新規学卒者とか、それから失業中の人とかは、もしこの採用試験を受けて、10名が1次試験を通過したと、そして面接を受けたということですが、早く決定してもらわなければ次の試験も受けられないわけですね。例えば高校生であったとするならば、学校側では役場の試験を受けているということになれば、それが終わらないうちに、はっきり結果が出ないうちは次の試験も受けさせないわけですね、高校の場合ですよ。そこら辺を、まだ若干名で、発表するどころか「若干名」でおおせしているというのは、これは非常に子どもたちにとっては不幸なことだと思ってしまうわけですが、その辺役場の都合も、もちろんあるでしょうけれども、子どもたちのことも考えて発表しなきゃならんじやないかなと。次の試験も受けられないわけですよ。次を探せないわけですが、そこら辺を、もう一度伺います。いつごろ、何名を合格発表する考えなのか、村長に、直接これは村長が決めることでしょうか、村長に直接お聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 15日の日に発表する予定でございます。人数については、今、私

、教育長、総務課長、この3人で検討しております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 15日に発表するということでしたので、お聞きすることはしたし

、要望も早くしてほしいというふうなことは申し上げましたし、なるべく早く結論を出していただきたい。子どもたちはそれを期待して待っているものと思われま。その後、残念

ながら全員を採用するというわけにはいきませんでしょうから、次のものを探していただくというふうなことで、子どもたちの将来を考えた結論を出していただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。農道広瀬高根線の改修のことですけれども、先ほど坂本 豊議員の質問の中でも詳しく説明がありました。国の行政刷新会議での事業仕分けということでは農道整備費というのがボツになったというふうなことです。これは行政刷新会議は行政の機関ではありませんので、これで決定ということはないでしょうけれども、これを復活するなり、いわゆるしなないでくれというふうな陳情なり、村長はしているものかどうかお聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） 県の方から先般連絡ありまして青森県及び市町会、県の町村会で民主党と自民党に要望はしております。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 要望しているということでもございましたけれども、せっかく、この路線は、現在は農道広瀬高根線というふうなことでございましてけれども、これは事業を進める上で村道広瀬高根線を降格させて農道にした。農水省予算の農道整備事業に乗せるために降格させたという経緯があるわけですが、本来であれば村道なわけですね。これを元の、農道整備事業がだめであれば、また村道に戻して国交省予算の一般道路の改修工事やるというふうな、そういうお願いをするというふうな考えはございませんか、お聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） まだ結論が出ておりませんが、国土交通省の方ですね、予算の関係もかなり減じられていると思います。それなので、今までも結構村道の改修ということ予算がつかなくて、かなり厳しい状況であります。それですので、結局この農道の事業が廃止になった場合の対応については、先ほど村長も言ったようにこれから考えていきたいと思っております。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、課長からも、それからその前に坂本 豊議員の質問のときに村長からも話がありましたように非常に、農道整備事業が廃止になったということは、まだ決まらなくてせめても、もし廃止になるようなことがあれば村単事業では非常に難しいだろうと、私もそう思われます。本来であれば、もととは村道ですので、本来であれば国交省の事業で道路整備をするのが本来なわけですが、それは非常に難しいということ、恐らく農水省のこの村道整備というふうなものに着目してやられたのが現状じゃないかなというふうに思うわけですが、回り道しないで、今後もし農道整備事業が復活できないのであれば国交省予算の道路整備事業をお願いして、何とかしてもらわなきゃ困ると。せっかく期待して、やっと念願の道路ができるんだというふうなことで頑張ってきて喜んでいただけですけれども、万が一にでもこれが中止になるということになれば非常に失望感が、村民の失望感が高まるわけですが、そこら辺を何とか国交省予算の道路整備に乗せてやりたいというふうな考え、村長からお聞きしたいわけですが、考え方を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） まだ具体的な指示がないので何とも言えませんけれども、万が一そういうことになれば、また有利なそういう事業を探さなければいけないだろうと、こう考えております。

ただ、発車してしまった事業ですので、我々としては国の方にですね、今までどおり継続してやってほしいと。それがやっぱり、これからはいろいろ陳情していかなきゃいけないだろうと思っております。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 次の質問に入らせていただきます。学校給食センターの建設、それから村営住宅の建設、新規職員の採用、そして先般の臨時議会で決まったわけですが、職員給与の自主削減の条例を撤廃、今後の財政にかかる負担というのが非常に心配されるわけですが、今後村の財政はどうなるのか。財政計画並びに今近々の見通しを示していただきたいと思っております。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 財政的な見通し、これは4年も5年も6年もその先ではちょっと厳しいものがありますけれども、近々ということですので、村の財政、今後の見通し、財政計画について、財政健全化法、たしか一昨年の6月に制定されたと思っております。これに基づき財政の健全度を示す各指標、これらを算定して健全度をチェックして進めていくと。これはさまざまなデータから一つの指標、五つの指標を算定し、一つ目には実質の赤字比率、これらでは一般会計あるいは学校給食センターの特別会計、これらを黒字にすることに努めていきます。それから、二つ目としては連結の実質赤字比率、これは全会計の黒字決算に努めていくと。それから、三つ目は実質の公債費比率、これでは起債の償還額は20年・21年度がピークでございます。ですから、22年度以降は償還額が減少していくため普通交付税が大幅に減額とならない限り、この比率は減少していくと。四つ目は将来の負担比率です。これも、将来の負担比率も、先ほど述べた実質公債費比率と同じくして普通交付税が大幅に減額にならない限り、この比率は減少していくと。そして、五つ目は資金不足の比率です。これは簡易水道とか宅地造成事業等も資金不足額が出ないように努めていきたいと、こういうふうに思っております。

いずれにしても、財政運営には十分気をつけながら進めていきたいと、このように思っております。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、総務課長から指標をベースにした財政の健全性を申し上げていただきましたけれども、この指標には今回の新規の事業、学校給食センターにかかわるものとか、それから村営住宅にかかわるものとか、そういうのは入っていないわけですね。ですから、今後大変になるんじゃないかなというふうなことでお聞きしたわけですが、そこら辺の数字を含めた、これはあくまでもまだ発生しない、発生していないことなので推計だけしか申し上げられないと思っておりますけれども、当然総務課長は考えている

ものと私は思うわけですが、そこら辺を含めたお答えをお願いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 議員にそう言ってもらえれば大変ありがたいんですが、一応の試算的なものは持っております。というのは、これは公営住宅建設の事業債、これらを含めたものとして平成26年度までの実質公債費比率を出しております。そして、平成20年度は議員も監査委員やって覚えておるとおり、実質公債費比率20%です。この21年度、大幅な交付税の減額がない限りは試算では18.3%、22年度は16.2%、そして23年度14.1%、24年度12.3%、25年度10.9%、26年度では9.6%、こういうように推移していきます。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、総務課長が申し上げた数字は、これは前に財政計画で出した数字だと思うわけですが、今後一段と厳しくなっていくものと、私はそう思いますので、そこら辺を十分に配慮しながら事業を進めていただきたいと思います。当然我々議員にも、その責任はございますので、お互いに議論しながら役場の運営を図っていかねばならないものだというふうに思っております。

次の質問に入らせていただきます。さきの村長選挙のことですけれども、「代理投票での記入用紙を見せる」というふうな報道が新聞紙上にありました。きょうも東奥日報でみえていますけれども、朝日新聞と東奥日報に掲載されたわけですね。そのときの詳細を知りたくて、先般の11月の26日でしたか、トンネルの掘削機の稼働の式典があったときに総務課長にお聞きしたいと思っておりましたけれども、総務課長は辞令交付式があるので忙しいというふうなことで書記が見えて、我々は一応説明をお聞きいたしました。ただ、書記の説明を聞いたわけですが、総務課長の口から詳細について説明をいただきますというふうに思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） お答えいたします。

村長選挙での代理投票での記入用紙を見せると、こういう報道についてでございますが、村の選挙管理委員会では、期日前の代理投票で、これらで気をつける意味において、代理記載する職員が記載を依頼された候補者名を書かずに違う候補者名を書いていないか、これを立会人に確認してもらうための対策をとった。ですから、これがそのまま執行されて期日前投票日の初日に約10人くらいの代理記載事務をしているところを他の職員が見かけ、立会人の確認は、これは必要ないと言われ、そこで事務方の方もすぐに県選管に確認したところ適切ではないと、こういう指導を受けたので、すぐ取りやめたと、こういう経緯でございます。

選管としては、候補者の名前が入りかわるなどの、こういう間違いが起こらないようにするための措置としたということですが、新聞紙上で委員長が述べているとおり、慎重に慎重を期すために、よかれと思って行っただけと。あるいは事前に県選管に問い合わせるべきだったと、こういう謝罪的な文面で新聞紙上に載せておりました。

ですから、我々の方としても、今後はこのようなことが二度とないよう十分気を付けて選挙事務に臨んでいきたいと、こういうふうに現在思っております。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、総務課長から説明いただいて、それも先般書記から聞いたお話と全く一致するお話でございますが、ああそうなのかなというふうに思いました。

ただ、なぜそうなったのか。私、選管の委員長ともお話ししましたが、選管では村を二分した選挙で非常に間違いがあつては困るというふうなことで立会人に見せることにしたというふうなことでございます。後で考えてみたら、選管の委員長も、小学校の子どもたちでも投票用紙を他人に見せるといふことは、してはならないことだったんだなというふうな反省しておつた言葉を私と交わしたことを覚えております。では、選管がそれほどびりびりしているとき、お話を聞くところによると、総務課長はそのとき、休みをとって不在だったというふうなお話でございましたけれども、どういうことであつたのか、そこら辺をお聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 私は公休をとっております。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 公休とっておりますと。選管がそうびりめいているときに選管の事務局長である総務課長が公休とつていました、ちょっと私はおかしいと思うんですよね。自分が事務方の最高責任者ですので、何としても間違いがあつては困るというふうな緊迫感がないとだめじゃないかと。休みをとる権利があるというふうな、そういうことで済まされない問題だなど。もちろん選管の委員長が最高責任者でしょうけれども、事務方の最高責任者は総務課長ですよ。公休、いやこれは何か親が亡くなったとかそういうふうなことでやむを得ない事情があつたかもしれませんが、休みが残っているので公休とつたぐらいでは答弁にならないと思うわけですが、どういう事情があつたのか、話せることであれば話していただきたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 公休は私個人の問題ですので、ここで言うことは差し控えたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 確かに公休というのは個人的な問題ですので、いつとろうといふんじゃないかなと、それは思いますよ。しかし、この選管が投票用紙を見せなければならぬというぐらゐの緊迫した状態の中で、その最高責任者が公休とつておりましたというのは、ちょっといただけない話だなど。今後ますます緊張感をもって仕事をさせていただきたいと。4回目の質問ですので答弁は求めることはできませんので、そこら辺を言って私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（久慈隆一君） これで、2番藤田修一君の質問を終わります。

暫時休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し会議を再開します。

日程第3 一般質問

○議長（久慈隆一君） 日程第3、1番久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） おはようございます。1番久慈省悟。私からは本日は三つの質問を申し上げます。

1番、町営住宅の建設予定について、先の質問者からでもございましたが、私からもぜひこの点に対してはお聞きいたします。

当初予定の50棟、有言実行ではありませんけれども、村長はこのように計画を立てているわけですが、木村議員も前回質問したように、私はとりあえず20から30、そして推移を見つめ、国の状況も見ながら第1次、そしてまた第2次というふうに計画を分けて建てていく必要があるのではないかと、このように思っておりますが、そのような運びでは、なぜだめなのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 我々事務サイドとしては、住宅建設計画、これは22年から26年度までの5年間の年次計画で50戸建築する、こういうことにしています。県ともこの5年間の計画で協議していますので、1次、2次というこの建設計画は立てていません。いずれにしても、50戸の建設と、こういうことで進めていくということでありまして、20戸とか30戸、そちらの方に減少しての建設計画は今のところ持っていません。

○議長（久慈隆一君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 私も以前、村営住宅の必要性を訴えました。ですから、私はこれに対しては別に反対するということではございませんが、既存の住宅が30棟あります。老朽化に伴い、水回り部分とかの入れが必要だということは当局も承知と思っておりますが、今後、給食センターの老朽化とか、そちらも見なければ建設を余儀なくされているわけです。そういう中で国が今自民から民主に移り、行政刷新会議の事業仕分け、このような中で成果がどれだけ出たのでしょうか。逆に弊害が我が村にも、先ほど前者の質問の中にもありました。広瀬高根線のアクセス道路、これは1級村道だと。そして、私は以前、村道整備についての必要性も訴えてきました。その中で1級を取り除き農免道路扱いにすることによって、何とか農林水産省の予算の中で県との折衝の末、県単部分では県単事業が確保され、私も携わった議員として、ほっとしていたところですが、このようにまだまだ不透明な部分がいっぱい民主党にはあるわけです。

そのような中で、一度に50棟という計画を、必ずしも公約を守らなくてはならないというわけではないと思います。このように高い事業を行うときは、国も地方自治体も幅広くそこに住んでいる住民の意見というものを聞きとめ、そういう意見も考慮しながら着手をしていかなくてはならない。

私は、このように考えますが、その辺のところも含めて、もう一度申し上げますが、一般税収が落ち込む中、また地方交付金の行方が、先ほど申し上げたように国が不透明な中で計算していても、確かに前者の質問の中に償還金3,000万、決して財政が破綻になるような金額ではないものもございましたが、やはりグリーンタウン造成で土地を買って家を建てるということは、骨を埋めるに蓬田の人間としてその方々は来るわけですから、逃げてはいかない。しかしながら、村営とはいってもアパートでございますから、転勤等でまたいなくなってしまう可能性もあります。3万少し、3万前後の金額で入居者に提供できるかもしれませんが、そういうふうな収益の部分も計算どおりにいけば苦労はしませんが、落ち込んでいく可能性もあるわけです。そういう中で30なら30棟で最初計画を立て、その後またやり直して、もう少し必要性があると、そういった場合は、それはそれで結構ではないでしょうか。

そして、また計画を立て建設すれば、その管理費もかかってくるわけです。実際に今現在既存の住宅あたりの水回り部分、また今後、まだ償還している最中ですから取り壊しがあと17年できないというわけで、あのまま住んでいただくということになったわけですが、今現在の住宅も、もう少し、例えばその17年経過した後には新たに建設をし直さなくてはならなくなるわけです。そういうことを踏まえた中で合計80棟というのは、この村で本当にそこまで必要なのか。そこまで踏み切ったところで、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） いろいろ項目ありましたが、とりあえず古い住宅の方から。

宮本団地、まあ30戸あるんですけども、ここに関しては議員ご指摘のとおり、現在、

水回りとかそういう関係で苦情とか来ておりますので、これらについては県の方と若干の協議をしたんですけども、県では長命化計画、これが来年度からスタートする。こういう形で、この長命化計画に乗せてくださいと。そうであれば補助の対象などの適用になります。強い言葉で言えば、その水回り関係とかトイレとか、それらも直せると、こういうことでございます。そして、あと残る17年間の耐用年数ですか、それを目いっぱいこういうふうには修繕かけて使ってくださいということです。

それから、住宅建てることにおいていろいろと管理費とか、こういうものが伴います。ですが、この住宅建築においては家賃の収入補助、こういうものが10年あるいはそれ以上国から交付されます。この内容については、この辺定かではないんですけども、家賃の約45%に当たるのかなど。これも交付されてきますので、ですからそれに関してそれにつける役場の事務方の給料の一部、あるいは住宅事業に係る事務費の一部に充当されるということで、そういうような管理費も、管理費的なものとして交付されるということでございます。

ですから、住宅事業に関しては、いろいろとそういうような交付金制度とかいろいろありますので、極端に厳しいという観点では我々もとらえてはいたしません。前向きに考えて、人口の増、村の振興を図ると、こういうふうには思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（久慈隆一君） 久慈省悟君。

○1番(久慈省悟君) 私は、行政とは地域住民のサービス業だと以前にも申し出てきましたが、やはり民間人がさまざまこの村で生活をするに当たって、やはり困っているところやそういう部分に対して役場が相談に乗って、生保または障害、そういう認定を受けたいというふうになった場合、やはり懇切丁寧に説明をしてあげたり、また業をなす、そういう営みをもっている社長業の方々に対しても民間の需要というものが底をついてきている。そういう意味では、行政が手を差し伸べるということも必要なわけです。

ですから、この部分に関しては、先ほども申し上げたように反対するところは一つもございませんが、やはり高い買い物というのは、何をすることも、今後どのように、何が急に必要になってくるかもわからない。そして、せっかく基金残高もある程度、2億から今現在5億ぐらいある中で宅地造成、それに伴った宅地造成で使ってしまうと職員が独自削減で寄附してくださった、そういう費用もむだになってしまう。

ですから、このような事業は公約だからといって必ず50というわけではなく、また20、30やっても、その推移を見ながら、もう一回計画を組んでやろうと思えば幾らでもできるわけです。なぜそこに50というにこだわるのかなというふうには思いませんけれども、やはり地域住民の村長の一票を投じてくださった方々の中からも、やはりこういうのは意見は聞いて、きちんと蓬田村の今後の発展と、そういう気持ちを強く持ちながら、村民にとりあえずアンケート調査とか、そこまでやっていただければ地域住民も納得するのではないのでしょうか。私たち議員も選挙というものを通じながら地域住民の負託を受けて、ここで発言を許されているわけですが、やはり村民の方々からそういう声を聞きますと、やはりこういうものに対して訴えていかななくてはいけないわけです。

そういうことも踏まえて、ぜひアンケートなり、そういう調査を行った後に手を入れていただきたいと思いますが、総務課長、その件に関してはどうお考えでしょうか。村長の答弁でも構いませんが、お聞かせ願いたいと思います。

○議長(久慈隆一君) 総務課長。
○総務課長(佐々木京太郎君) 今、議員おっしゃったとおり、このことを踏まえている関係者とも協議して進めていきたいと、こういうふうに思います。

○議長(久慈隆一君) 久慈省悟君。
○1番(久慈省悟君) 三つ終わりましたので、ぜひアンケートをいただきながら建設に着手していただきたいと、このように思います。

それでは、二つ目の質問の粗大ごみ回収についてのご質問をいたしますが、村民の皆さんから、何年も前に古川村長になってから一回やったことはあるんだけど、その後随分なされていなくて。燃やすわけにもいかないし、不法投棄するわけにもいかないし、一回回収してくれたら助かるんですけどという声は何人から寄せられているわけですが、村当局の回収の見通しはないものでしょうか、お聞かせ願います。

○議長(久慈隆一君) 住民生活課長。
○住民生活課長(八戸純一君) お答えいたします。

家庭から出るタンス、ベット、机、ソファなどの燃える粗大ごみにつきましては、蟹田地区一般廃棄物最終処分場が1年を通して受け入れをしております。また、自転車、ストーブ類などの燃えない粗大ごみにつきましては、蟹田地区の一般廃棄物旧最終処分場に受け入れてあります。旧最終処分場は、冬期間除雪をさせていただきますので、その冬期間を除いて受け入れをしております。で、処分料は10キログラムにつき30円となっております。で、村が粗大ごみを回収したのは平成15年に一度行っております。

役場といたしましては、粗大ごみを少なくするためには住民一人一人の協力、すなわちできるだけ粗大ごみをつくり出さないという工夫と意識を持ってもらうことも大変大切なことではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長(久慈隆一君) 久慈省悟君。
○1番(久慈省悟君) 八戸担当課長にもう一度お伺いしますが、10キロで30円という、その経費は幾らでもございせんが、個人負担、そして運ぶのもめいめいで運搬してくださいというところで住民に説明しているわけでしょうか、お答え願います。

○議長(久慈隆一君) 住民生活課長。
○住民生活課長(八戸純一君) いずれにいたしても、蟹田地区一般廃棄物最終処分場は平成6年の6月に使用開始をさせていただきます。で、現在の状況、最終処分場の状況を見ますと、できるだけ粗大ごみを受け入れする量を少なくして受け入れ可能な年数を引き延ばしている状況でございます。

ちなみに、現在ですと、外ヶ浜町と我が蓬田村と協議いたしまして、1年1年できるだけ長く使用できるようにということで、現在のところですね、平成24年までは使用できるような見込みで現在粗大ごみ等の受け入れをさせていただきます。以上でございます。

○議長(久慈隆一君) 久慈省悟君。
○1番(久慈省悟君) 今、これからしゃべるのはカウントしてほしくないんですが、質問の内容がちょっと若干違うと思うんですけど、私は10キログラムで30円というのは幾らでもないが、これが自己負担と。あとは、めいめいで処分に運搬していくことに関しては各自が持つていくということではないのかということをお伺いしたわけですが……

○議長(久慈隆一君) 住民生活課長。
○住民生活課長(八戸純一君) やはりですね、ごみにつきましては、住民一人一人がごみをできるだけ出さない工夫も必要ではないかと。その辺のご協力もこれからはしていただけないものかというふうなことが基本的な立場でございます。以上でございます。

○議長(久慈隆一君) 暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

―― 午前11時30分 再開

○議長(久慈隆一君) 休憩を取り消し会議を再開します。

住民生活課長、答弁。

○住民生活課長(八戸純一君) 役場といたしましては、各自がですね、処分場の方に運んでいただければというふうに考えております。以上でございます。

○議長(久慈隆一君) 久慈省悟君。
○1番(久慈省悟君) 我が村もお年寄り家庭が多くなり、またトラック、軽トラあたり

で運ぶにもなかなか軽トラもないという中で、じゃ何年か前に、15年とか、今、課長、平成15年にやったというのを言いましたが、じゃなぜそのときは回収して下さって、このたびはそういうことを申し上げるのか少し疑念に思うわけですが、やはり緊急対策とか先般臨時交付金という形で各市町村に国がくださった、そういう中でこういう声も非常にあったというの、村でも若干は気がついていたのではないかと。そういう意味では、こういう費用で少し対応を考えてよという気持ちはなかったのか。ましてや軽トラもない人に勝手に自分たちで持って行って処分してください、そういうのは役場として、我々村会議員としても村民に言えません。どうして自分たちの部分に関しては、なぜじゃそういう、予算がないからですか、もう一回お聞きします。

○議長（久慈隆一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） 先ほども言いましたとおりですね、やはり住民の方々もできるだけごみを出さない工夫もしていただきたいというふうな考えもございまして、あとは最終処分場を1年でも長く使用していきたいというふうな考え方もありますので、いずれにいたしましても、役場自体がですね、現在のところは粗大ごみの回収をする予定もないので、それに伴って予算の計上も考えていないというのが現在の考え方でございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 24年まで処分場を維持するために粗大ごみの量を減らすのに、各自も努力をさせていただきたいというふうに、そのような回答ですけれども、どうしても何ぼ努力しても出る部分もあるんですよ。自分たちも生活してわかりませんか。何もあなた粗大ごみという粗大ごみは一切出ないんですか。そして、自分で投げてきてくれるんですか、そういうところで自分の車で、やはりお年寄りの家庭の人たちも困りに困ってそういうことを申し上げているんです。ですから、私もここで申し上げているんですが、何もうちが明かないような答弁が返ってくるわけですから、行政としてそれでいいのかな。私は、そう思うんですけども、もう少しそこで暮らしている人たちの気持ちを逆なでしないような感じの答弁ができないものなのか、もう少し村当局もその辺を踏まえて、「もう一度協議をしながら次回回答いたします」みたいにやさしく回答できないものなのか。なつくつく今回は感じましたけれども、八戸課長は自分でそういう粗大ごみが一切出ないんですか。私は不思議に思いましたけれども、どうしても出てしまう。その人は困りに困って頼んできたと思うんですが、これ3回目ですよ。（「4回目」の声あり）さっきのやつはカウントしない。（「カウントしておりません」の声あり）4回目だそうなんです。これに関して終わりますが、三つ目の質問に入ります。

除雪隊メンバーや水土里保全隊の作業員メンバーについてお伺いいたしますが、除雪隊のメンバーはどのようにして決めているのか。また、水土里保全隊の作業員メンバーは自治会に任せっぱなしなのか、村の指導をどのようにしているのかということに對しましてお聞きします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） まず、最初の除雪隊のメンバーの関係ですけれども、除雪隊のメンバーについては、公募しており、その応募者の中から経験、技術、年齢、以前の勤務態度などにより決定しています。

次に、水土里保全隊の作業員メンバーということですが、農地・水・環境保全向上対策事業は集落を単位として設立され、その設立された団体が蓬田村の場合は水土里保全隊です。その作業内容は、地域内の施設の長寿命化、生態系保全、景観形成、資源の保全管理などが行われています。

また、村と各地区の水土里保全隊とは農地・水・環境保全向上対策に係る協定書を締結しており、この中で助言や技術的な指導、実施状況について確認することが村の役割となっております。

ご質問にありますように作業員メンバーについては、自治会ではなく各地区水土里保全隊が選任しております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） まず、最初に除雪メンバーは経験とか年齢、そういうものも踏まえた上で決めているとおっしゃいましたが、面接をきちんと行っているのか、ただ電話だけで事足りているのか、その辺も少しお聞かせ願えたらよろしいなと思ったんですが。

そして、また、余り聞きたくないんですよ。実際の話、応援しているからどうのこうのとかいう話は、だからみんなね、ある程度生活がなされていなければ税金も払えないし、皆きちんと面接をして不公平のないような、そういう選び方で行っていただけたら幸いだなと思うんですが、課長、そういうふうには今後もってはいはもらえないでしょうか、もう一度お願いします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） 一応パートバンクの登録で書類選考しております。面接を行っていません。面接に関しては、これから検討していきたいと思っております。

○議長（久慈隆一君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） ぜひそのような面接をしながら考えていただけたら……。国は今、自殺者が3万人を何年も突破しています。交通事故で亡くなっている人が8,500人ほどです。二、三年前に我が村でもさまざま理由で自分から命を絶った人もいます。そういう中で、やはり今民間で本当に仕事がありません。本当にそういうのも役場側の方に認識していただいて、皆さんにわたるように、いつも同じメンバーだけでやるようなものでなく、たまにはやはりもう一回審査して清楚な気持ちで迎え入れる、そういうのも必要だと思いますし、また水土里保全隊に対しても、何か聞けば役員のための水土里保全隊ではないかという声もありますし、余りそういうのは私も聞きたくはなく、やはり役場としての自治会に対する趣旨は、やはりみんなにできればお金をとっていただけたら、そういう思いで役場の指導も入ったらいいのではないかなと思います。課長はどのように考えますか。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） 水土里保全隊と村との協定の関係もありますので、その中で村の役割が定められております。その水土里保全隊の業務というのは、その地区の環境保全とかいろいろなことをいろんな人が、その地区のいろんな人が集まって話し合っ

決めていることですので、行政としてはそこまではちょっと指導はできかねるんじゃないかと考えます。

○議長（久慈隆一君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 仕事の内容に関して指導してくださいと申し上げたんじゃないんですよ。できればみんなにお金をとらせるような形で指導してもらえないかと言ってるんであって、きちんとその辺もちゃんと答えてもらわないと、私も四度目ということで聞けないわけですよ。

課長、何かきょうはちょっと最後にちぐはぐなあれでしたけれども、次回、もう一回、この件に関して私も勉強し直してきますから、よろしくお願いします。きょうは、以上をもって終わります。

○議長（久慈隆一君） これで、1番久慈省悟君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時42分 散会

— 上記会議の経過は、事務局長太田信雄が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

